

つがる市地域建設業経営強化融資制度を利用する場合における債権譲渡の承諾に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、つがる市（以下「市」という。）と建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約を締結している請負者（以下「請負者」という。）が、平成20年10月17日付け国総建第197号及び国総建整第154号国土交通省建設流通政策審議官通知で創設された地域建設業経営強化融資制度（以下「融資制度」という。）を利用する場合における契約約款第5条第1項ただし書に基づく請負代金債権（以下「債権」という。）の譲渡の承諾手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 融資制度を利用するため債権を譲渡することを認める建設工事は、請負代金額が1,000万円以上のものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提としたもの
- (2) 債務負担行為、歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたるもの。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 債務負担行為の最終年度のものであって、かつ、年度内に完成が見込まれるもの
 - イ 前年度から繰り越されたものであって、かつ、年度内に完成が見込まれるもの
- (3) 契約約款第4条（B）の規定により債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付したもの
- (4) つがる市低入札価格調査制度実施要綱（令和2年8月24日告示第116号）第4条に定める調査基準価格未満の金額で契約したもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、請負者の施工能力に疑義が生じているなどの事由により債権を譲渡することが不相当であると認められるもの

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡を認める債権の額は、当該建設工事が完成した場合においては、契約約款第31条第2項の規定による検査に合格し、引渡しを受けた当該建設工事の出来形部分に相応する請負代金額から前払金（契約約款第34条の規定による前払金をいう。以下同じ。）の額、部分払（契約約款第37条第1項の規定による部分払をいう。以下同じ。）により支払われた金額及び当該建設工事の請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除したものとす。ただし、当該建設工事の請負契約が解除されたときは、契約約款第51条第1項の規定による検査に合格し、引渡しを受けた当該建設工事の出来形部分に相応する請負代金額から前払金の額、部分払により支払われた金額及び当該建設工事の請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除したものとす。

(債権譲渡の承諾)

第4条 債権譲渡の承諾は、債権譲渡承諾書(様式第1号)により行うものとする。

2 債権譲渡の承諾ができる期間は、当該建設工事の請負代金額に対する出来高(第2条第2号ア及びイの場合にあつては、最終年度の請負代金の支払限度額に対する出来高。以下同じ。)の割合が、2分の1以上になったと認められる日以降とする。

3 前項の規定による出来高の確認は、工事履行報告書(様式第2号)により行うものとする。

4 市長は、債権譲渡の承諾に係る審査のため、請負者から次の書類を提出させるものとする。

(1) 債権譲渡承諾申請書(様式第3号) 3通

(2) 債権譲渡契約書(様式第4号) 1通

(3) 工事履行報告書

(4) 発行日から3月以内の請負者及び債権の譲受人(以下「債権譲受人」という。)の印鑑証明書各1通

(5) 請負者が、財務規則第153条第1項第1号若しくは第3号又は同条第2項第2号若しくは第3号に規定する措置を講じており、当該保険、保証約款等の規定により債権譲渡につき保証人等の承諾が必要なときは、当該債権譲渡に係る保証人等の承諾書 1通

5 市長は、債権譲渡整理簿(様式第5号)により常に債権譲渡の承諾申請に係る処理経過を管理するものとする。

(債権譲渡の承諾に係る審査)

第5条 市長は、債権譲渡の承諾に当たっては、次に掲げる内容を審査するものとする。

(1) 債権譲渡承諾申請書について、譲渡しようとする債権の額が当該建設工事の請負契約に基づき請負者が市に請求することができる請負代金額と一致していること。

(2) 当該建設工事の請負代金額に対する出来高の割合が、2分の1以上であること。

(債権譲渡の承諾申請に対する決定)

第6条 市長は、請負者から債権譲渡の承諾申請についての書類を受理した日から7日以内(末日がつかる市の休日を定める条例(平成17年2月11日条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その翌日以後のその日に最も近い当該市の休日でない日まで。以下「処理期限」という。)に当該申請に対する諾否を決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により処理期限までに債権譲渡の諾否を決定できないときは、市長は、その旨を速やかに請負者に連絡するものとする。

3 市長は、債権譲渡の承諾申請があつた建設工事が、第2条に規定する対象工事に該当しないとき、又は前条の審査の結果、債権の譲渡を承諾することが不適當であると認めるときは、その旨を速やかに請負者に書面により通知するものとする。

(融資実行報告書の提出等)

第7条 市長は、市の債権譲渡の承諾後、請負者及び債権譲受人が債権譲渡契約及び金銭消

費貸借契約を締結し、金銭消費貸借契約に基づき融資が行われたときは、速やかに債権譲渡契約書の写し及び融資実行報告書（様式第6号）を提出させるものとする。

2 市長は、請負者が、当該建設工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）による金融保証を受けた場合には、速やかに公共工事金融保証証書の写しを提出させるものとする。

（立入りの承認）

第8条 市長は、債権譲受人が譲渡債権の担保価値を査定するため行う出来高確認について、現場確認の必要があると認めるときは、工事に支障のない範囲で工事現場への立入りを承認することができる。

（請負代金等の請求）

第9条 市長は、債権譲受人から当該建設工事の請負契約に基づき確定した債権金額の支払の請求があったときは、次の書類により、その内容を確認するものとする。

- （1） 工事請負代金請求書（様式第7号）
- （2） 債権譲渡承諾書の写し
- （3） 発行日から3月以内の請負者及び債権譲受人の印鑑証明書
- （4） 債権譲渡契約書の写し

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。